

「過去の克服」と集団的記憶

— 戦後西ドイツにおける社会変容と記憶の転換 —

田 中 直

目次

- ・はじめに
- ・第1章：「ドイツ・過去の克服研究」の現在
 - 1-1：アデナウアーモデルと「過去の克服」序章
 - 1-2：対東ドイツと「過去」への関心の高まり
 - 1-3：ブランドと東方政策下での「過去の克服」!?
- ・第2章：戦争の記憶とドイツ社会の変容
 - 2-1：なぜ第二次世界大戦の記憶なのか
 - 2-2：戦後35年の経過とドイツ人口構成
 - 2-3：コミュニケーション的記憶と文化的記憶
- ・第3章：日常史の登場－ホロコーストの記憶へ－
 - 3-1：学術界における日常史の確立
 - 3-2：民間レベルでの日常史への取り組み
 - 3-3：新・記憶空間の形成
- ・おわりに

はじめに

現在のドイツを表す典型的な2つの出来事を提示することからこの論文を始めたい。1つは2004年6月6日、ノルマンディ上陸作戦60周年記念式典へのドイツ首相（シュレーダー）初参加のニュースである。旧連合国の首脳たちと並び、ともに「ナチスからの解放」を祝うシュレーダー首相。フランスの新聞はこぞってこれに「第二次世界大戦最後の日」という見出しを付け、またドイツでは「首相が式典参加を許された」¹⁾と控えめな表現ながらも、抱き合っ

喜び合う首脳たちの姿を配信した。

そしてもう1つは2005年5月8日、ドイツの首都ベルリンで行われた「虐殺された欧州ユダヤ人の追悼記念碑」、通称「ホロコースト記念碑」の除幕である。ベルリンの中心部、国会議事堂やブランデンブルク門から歩いて数分という一等地に、サッカーフィールド4つ分という広大な敷地をもって建設されたこの記念碑は、先の大戦でナチスドイツが虐殺した600万ものユダヤ人を顕彰し、過去を忘れず直視し続けるドイツの決意を内外へと示している。

これら2つの出来事から分かるように、ドイツ連邦共和国は戦後、旧敵国とも完全に関係を修復し、「過去の克服」²⁾を推し進め、ナチスが犯したような過ちを二度と繰り返さない信頼できる国家としての盤石たる地位を築いている。これは現在、ドイツ連邦軍が国連やNATOの一員として派兵され、空爆をも行うといった事態に至っても、もはや誰も彼らをナチス時代のドイツ軍と重ね合わせて見ることはなく、またドイツ軍の派兵に恐怖心を抱くといった声が出ない所からも理解できよう。

このようなドイツにおける「過去の克服」の研究にはすでに膨大な蓄積が存在する。代表的なものを挙げると、例えばノルベルト・フライ³⁾やペーター・ライヒェル⁴⁾は「過去の克服」の過程を、その取り組みの特徴や進捗状況等によって時期区分を設定し、分かりやすく論じている。またアライダ・アスマンの“*Der lange Schatten der Vergangenheit, Erinnerungskultur und Geschichtspolitik* (過去、記憶文化、歴史政策の長い影)”⁵⁾はドイツ連邦共和国においてナチスやホロコーストの記憶がいかに扱われ、表象され、そして政策としてどのように社会に反映されてきたのかを分析している主要著作といえる。

日本においても西ドイツ時代からの「過去の克服」に関する研究は盛んであり、石田勇治はその名も『過去の克服』⁶⁾において、敗戦後、主に西ドイツ政府がどのような形で対外的に補償をし、反省の態度を示してきたのかについて詳しく分析している。また高橋秀寿は論文「ナチズムを、そして二十世紀を記憶すること」⁷⁾で、「過去の克服」過程を「国民のサクセスストーリー」と「集団的記憶の変化」の関係において主に国民の視点から論じている。

つまり、これらの研究を総合して言えることは“ナチスの過去を自らのものとして引き受けるドイツ”といった国民を巻き込んだ現象、そして“集団的記憶としてのホロコースト”という現在のコンセンサスは、けして戦後一貫したものではなく、1980年代を境として出現し、現在に至っているということである。

これはデトレフ・ガルベの調査、「ナチス支配の犠牲者に関する展示を行っている追悼施設数」のグラフ⁸⁾からも容易に理解できる。確かに1970年代までは2、3を数える程度だった追悼施設が、80年代半ばには12施設へ、そして90年代半ばには60施設を超えるまでになっているのだ。そしてまた高橋が指摘するように、70年代までの西ドイツで建設される記念碑の多くが「自らの戦争被害」や「犠牲者としての我々」といった記憶を顕彰する類のものであったのに

対し、80年代からは「ホロコースト」を顕彰対象とする記念碑へとその建設比重がシフトしている。「犠牲者意識」から「加害者としての我々意識」へ。この転換は同時期に表出してきた《記憶》や《想起》といった概念、新しい歴史の分析手法を通してドイツを席卷していく。それが1980年代の西ドイツなのだ。

この事実は現在、戦後のドイツ史を研究する者にとって共通した認識であり、研究の大きな根底をなしている。実際、リュールupp⁹⁾をはじめとするドイツの研究者は80年代の記憶の転換をこぞって指摘している。そしてドイツとフランスの共通歴史教科書においても「1980年代以降追悼施設が続々と建設された」¹⁰⁾と明記されており、また石田も『20世紀ドイツ史』の中で「ホロコーストは長く周縁的に扱われてきたに過ぎなかった……歴史学におけるホロコースト研究の転機は1980年代に訪れた」¹¹⁾という旨を記述している。

しかし「なぜその転換が1980年代だったのか」に関して言えば、ほとんど述べられることはなく、また僅かに存在しても未だ詳細な分析がなされていないのが現状であろう。例えばもともとポピュラーな所で言えば、ドイツにおいてもスザンネ・ブランド¹²⁾等がその原因として指摘するのは、1979年に放映されたTVドラマ『ホロコースト』の存在と影響である。確かにこれは2000万人以上の視聴者を獲得し、その放映前と後では国民のホロコーストに対する見方が変化したと言われているが、このドラマの存在だけで劇的に西ドイツの集団的記憶が転換したとの説明には疑問が残る。また先に挙げたドイツ・フランス共通教科書においては、「ユダヤ人が第二次世界大戦での記憶を表明し始めたことや、欧米の世論の中で新たに、若い世代に「記憶する義務」を引き継いでいかなければならないという要求が高まった事が原因であった。」¹³⁾との説明がなされているが、その根本的な原因については触れられていない。日本においては、飯田収治が80年代から盛んになっていくノイエングメ強制収容所の顕彰過程を分析した論文「ドイツの「過去」をめぐる忘却・記憶・学習」¹⁴⁾の中で、「世代交代」と「日常史の登場」をその転換の原因として挙げている事例が見られるが、しかし、それらについても詳しい内容に関する研究、分析が十分であるとは言い難い。そしてまた、この飯田の指摘がノイエングメだけの事象だけでなくドイツ全般にどのような普遍性をもつのかについても研究されなくてはならないだろう。

以上のことから本稿では、このように未だ全体像のはっきりとしない1980年代に起こった西ドイツの集団的記憶の転換について再考し、その原因とそれ以後の西ドイツ社会の変容を明らかにしたい。

第1章：「ドイツ・過去の克服研究」の現在

まず始めに、ナチスの過去が戦後西ドイツにおいてどのように取り扱われ、「過去の克服」

作業が進められてきたのかを「政府レベル」と「国民レベル」に分けて見ておこう。

ここで言う「政府レベル」での「過去の克服」とは、現在一般的に言われている次の二点を指す。1つ目は「ナチスの犠牲者への謝罪と補償」であり、2つ目は「ナチスの犯罪に対する司法での刑事訴追と処罰」の進展である。また「国民レベル」での克服に関しては、ナチスの罪（主にホロコースト）を自らの過去として受容し、学習し、そして記念碑等で進んで犠牲者を顕彰する一連の動きを指すこととする。

そして分析手法としてはフライや高橋が行っているように、「過去の克服」の様子をそれぞれの時期の特徴によって時代区分を設定し、その中で行っていく。

1-1: アデナウアーモデルと「過去の克服」序章

まず、政府レベルでの克服においてその基礎を作ったのが、1949年から63年まで連邦首相を務めたコンラート・アデナウアーの下での政策であろう。アデナウアー時代に関しては確かに今日、「ナチスの過去の忘却の時期であった」とする研究も多く存在する¹⁵⁾。これは主に国家再建過程において今まで連合国が行っていた非ナチ化を早々に終了させ、旧ナチ党員、高位高官を司法、行政などの各部署に再登用し、国内統合を優先させたこと、そしてナチ期に対する国民の根本的反省を欠いてしまったために、反ユダヤ主義がその後も一定の幅利かせて存在してしまう結果となったことが原因として挙げられる。しかしキッテル¹⁶⁾による別の研究が示すように、この政権下でも「ナチスの過去と対峙し、「過去の克服」への取り組みがあった事実」を別の角度から考察することは非常に有益である。ここでは以下の3つに集約しよう。

まず1つは49年成立のドイツ基本法¹⁷⁾において人間の普遍的価値と自然権を明記したことであり、2つ目は52年にイスラエルとの間でルクセンブルク協定¹⁸⁾が締結されたこと、そして3つ目は56年に成立した連邦補償法¹⁹⁾の存在である。

建国当初の西ドイツにおける至上課題は、いかに西側諸国からの疑念を払拭し、その存在を認めてもらうのか、そして主権を回復するか²⁰⁾であった。連邦議会においてもその方策が話し合われ、その実現の為にはナチスの過去との対峙が不可欠であるとの認識が出された。ドイツ議会の重鎮レーベは“外国ではわれわれドイツ人が戦争で負った罪の大きさを認識していない為²¹⁾に非難する声が上がっている”との旨を演説し、またホイス大統領も“外国から重視されている今日の問題は、我々の背後にある過去が未だどれほど我々の精神の中に宿っているかだ”と提示したのであった²²⁾。つまり、政府には西側諸国から認めてもらう為に是が非でも「過去の克服」をアピールする必要があった。

まず基本法において人間の尊厳を国家よりも上位に位置づけ、それを不可侵のものであるとした条文は、西ドイツがナチの人種政策と完全に決別したことを内外に示す基礎となっている。そしてナチによって迫害され、収容所に送られたユダヤ人たちが多く移住して建国されたイス

ラエルとの関係回復は西ドイツの国際社会における信頼を得るのに非常に役立った。一見するとただ対外政策の為にこの協定を結んだ、との解釈もできるが²³⁾、しかしここで重要なのは、この条約締結議論過程においてアデナウアーが歴史的ともいえる演説を行い、議会においてそれに賛同する声が過半数を越えたという事実である。アメリカから求められたという経緯はあるものの、与党内部からの批判と反対に遭いながらも“ドイツ民族によってユダヤ人に対して筆舌に尽くしがたい犯罪が行われたこと”を認め、“ドイツ政府はユダヤ人代表者たちと、またイスラエル国家とともに終わらなき苦しみを少しでも取り除けるよう補償問題の物質的解決を図りたい”²⁴⁾と申し出たアデナウアーには相当の覚悟が見られる。そしてこの対応が、当時未だ混沌として、これらユダヤ人問題に関する方向性を見いだせていなかった西ドイツに、「過去の克服」推進路線という現在につながる未来を提示するきっかけとなった、と言っても過言ではなからう。

また主権回復後の56年には、国内法においてもナチ政権によって被害を被った人々への補償を行う旨を明示した連邦補償法が可決され、現在までに1059億マルク(約6兆円)が支払われている。このような政策は、例えいかに対外的なまくろみが見え隠れしようとも、どのような形であれ自ら決定したものであり、政府としてナチスの過去から逃げようとはしなかった姿を捉える事ができよう。

しかし国民レベルで考えると、この時期、ナチスの罪に目を向ける人は非常に稀であった。この頃、国民の間で支配的なホロコーストやナチス期に関する認識の特徴はといえば①「知らなかった、または重要なこととして認識されなかったホロコースト」、②「対共産主義意識によって相対化されたホロコースト」、そして③「ヒトラー支配期の比較的良い記憶の存在によって評価されるナチス期」や④「伝統的に存在する反ユダヤ主義の存在」があげられる²⁵⁾。当時、学校においてもホロコーストに関する教育がなされることはほとんどなく、西ドイツ国民は誰も「我々に直接関係のある、重大なことだ」とは考えもしなかったとされている²⁶⁾。また冷戦期にあって共産主義は最大の悪しき敵であり、その敵と戦ったナチスは消して悪い存在ではなかったとされる傾向にあった。それは東方からの被追放の記憶²⁷⁾、占領下の赤軍によるレイプや強奪の記憶と相まって、ますます強化されていった。また45年までの少なくとも飢えることの無かったドイツ国内における生活と、物資困窮を強いられる戦後の生活レベルを比べた時、かつてのナチス時代を懐かしむ気持ちがドイツ人の中で増大するであろうことは容易に理解できよう²⁸⁾。また反ユダヤ主義に関してもその存在はヒトラー政権以前から長く続いてきたものであり、そうした潜在的な差別心から誰もユダヤ人に思いをはせ、同情することはなかったといえる。

先に述べたように、政府は積極的に戦争と、連合軍がもたらしたドイツ住民への災害、被害にたいする補償を行うと同時に、苦勞に耐えたドイツ人達を積極的に顕彰し、国民追悼日も設

けている。このようにして政府は国内においては被害者としての我々という記憶形成に寄与する傍ら、対外的にはナチスの罪を認め、それに対して補償するという姿勢、いわゆるアデナウアーモデル²⁹⁾を貫いたのであった。

1-2: 対東ドイツと「過去」への関心の高まり

このアデナウアーモデルに変化が見られるのが、60年代である。この時期について簡潔に言えば、政府は反ユダヤ主義的事件への取り組みと数々のホロコーストに関係する裁判³⁰⁾、そしてナチ犯罪の時効廃止議論に取り組み、国民は広くホロコーストやユダヤ人迫害の事実について知ることとなった時期であると特徴づけられる。そして一般的には「過去の克服」の開始期と言われている³¹⁾。

アデナウアー政権下で国内に反ユダヤ主義が残り続けたことは確かである。特に1959年、ひとつのユダヤ人墓地が荒らされた事件がきっかけとなり、その後数週間間に約700件もの反ユダヤを目的とした犯行が繰り返された一連の事件は衝撃的であった³²⁾。対外的に反ナチス、親ユダヤで国際的地位を得つつある連邦共和国にあって、この事件はけして許されるべきものではなかった。墓荒しを行った犯人のほとんどが青少年であったために、それまでの学校教育がただちに見直された³³⁾。特にナチスドイツの行ったホロコーストをはじめとする犯罪の取り扱いと、歴史的事実の認識作業が重大事項とされ、ナチ時代に何がなされたのかについて、正確かつ詳細に伝えるための制度と教材作成に力が注がれた。川喜多³⁴⁾によれば、例えば西ドイツで代表的なシェーニング社の教科書をみると、52年版にはユダヤ人迫害についての記述は2行であったが、67年版では別個に「ユダヤ人迫害」という節が設けられ、写真や資料と共に5ページに渡って紙面が割かれている。そして「戦時中のユダヤ人殺害」についても別の項目が建てられているとのことである。しかしその教科書を使って行う教育の方針は、1962年の常設文部大臣会議で出された『全体主義の取り扱いに関する原則』によるものであった。つまり、ホロコーストは全体主義という体制が引き起こした犯罪であると規定し、その範疇の中でナチスの罪を教えていく方針がとられている³⁵⁾。これは冷戦真ただ中において、ナチスの罪はそれと同じ全体主義体制である東側諸国、共産主義も悪であるという、強い“反共意識”の中で理解が進められたことを意味し、根本的な反ユダヤ主義の解決には至らなかった。

また反ユダヤ主義的事件の増加は、東ドイツとの間に存在する“正統性”を巡る議論で窮地に立たされることにもなった。

実際、東ドイツは1950年代より“ドイツの正統性”を巡る議論の中で、西ドイツの国際的信用失墜を狙い、常に“ナチス体制と決別出来ない体制である”として、特に司法、行政の中に未だ存在する旧ナチス高位高官の存在を批判し、攻撃を行っていた。例えば1957年5月にはナチスを司法の立場から正当化していた過去を持つ118人の現役司法官を実名と経歴を

もって暴露している。また58年10月には「アデナウアーに仕える600人のナチ法律家」リストの公表、そして59年には連邦行政裁判所の半数と連邦憲法裁判所の判事32人がナチ関係者であった旨を詳細なデータでもって次々と発表していった。

これを受けて、さすがの西ドイツ国内においてもその事実に対する注目が高まり、そしてなにより国際社会からの批判を受けて60年代の西ドイツでは司法や行政における非ナチ化や時効論争の中でナチ犯罪追及が進展していくこととなった。

国民の間でも1961年のアイヒマン裁判を皮切りに、63年から65年にかけて行われたアウシュヴィッツ裁判などを通し、西ドイツ社会、国民がナチスの犯した罪の大きさと重大さに目を向ける風潮が高まってきた。そしてその最大の盛り上がりは、いわゆる「68年運動」である。これは戦後生まれの学生世代が、68年を中心に大学改革や世代間闘争、反権威主義を唱えて運動を展開した一連の動きを指すが、その中の活動の1つとして、ナチス期に活動していた親の罪を問いただして回るといった動きがみられた。また50年代には少なかつたナチスの研究が、60年代には歴史学の間でも盛んになってくる。例えば、ナチ支配組織体系の通説を打ち破ったハンス・モムゼンや青少年のナチ化の様子を明らかにしたアルノ・クレネなど様々な視点からの取り組みが見られる。

ただ、次々と明らかになってくるナチ期の犯罪行為に関しては、あくまでナチスのものとして捉えられ、認識はされども、自らのものとして引きつけて捉えられ、考えられることは皆無であった。そして「被害者としての記憶」という集団的記憶が、国民全体のものとして西ドイツに存在し続けた。

このような社会状況は記念碑建設にも表れている。例えば1960年には『マテウス教会前女性ブロンズ像「1933 - 45年の被被害者のために」』が除幕されているが、これは戦時中の市民の苦勞と被害が表象対象とされており、そのフォルムは手首を縛られ項垂れる瘦せかけた女性の姿であらわされている。また設置場所であるマテウス教会とは、多くの空襲犠牲者が埋葬されていることで有名な場所であり、このことは50年代から未だに続く被害者共同体意識の存在を再確認させてくれる。しかし63年にはユダヤ人のために「1909年に建立されたシナゴグがここに建っていた」とするユダヤシンボル付きの碑を行政が建設した例も見られる。また67年には地下鉄ヴィッテンベルク駅前、KDW デパートの斜め向かいに「私たちがけて忘れてはいけない場所」警告碑プレートが設置され、ユダヤ人がナチスによって移送されていった事実が思い出された。このような動きは50年代にはほとんど無いものであり、この時期、ユダヤ人に対する一応の認識を示す社会が到来したことが垣間見られる。

1-3: ブラントと東方政策下での「過去の克服」!?

1970年は第二次世界大戦終結25周年であった。そしてこれを記念して、西ドイツにおいて

は初めて連邦議会で式典が執り行われた。この中で69年に連邦首相に就任していたブランドは、国民の被害だけでなく、様々な人に対するドイツの加害責任も認めた。そして議会において「ドイツ民族には自らの歴史を冷静に見つめる用意が無くはいけません。なぜなら過去に何が行われたかを想い出せない人は、今何が起きているかを認識できないし、明日をも見通せないからです。冷静に歴史と向き合っていくことは、特に若い世代にとって大切です。若い世代は当時終わったことに関与していません。今日20歳の人はまだ生まれてもいません。30歳の人はまだ子供でしたし、40歳の人でさえ1933年に起こったことには関わっていませんでした。しかし、引き継いだ歴史から、我々は誰ひとりとして自由ではないのです。」³⁶⁾と語りかけたのであった。これは1985年にヴァイツゼッカーが行って一躍有名となったあの“荒れ野の40年”演説³⁷⁾を先取りした、画期的なものであった。

しかし、このような罪の認識と過去の直視から逃げないようにとの若い世代への呼びかけで始まった70年代において、「過去の克服」が60年代以後大きな飛躍をみせたかと言えばそうではなかった³⁸⁾。

確かに戦争責任を明確化したブランドへの信頼は東側諸国で高まり、彼はこの演説のあと、次々に東欧諸国と関係を改善していくことに成功する。70年8月にはソ連と国境不可侵を約束したモスクワ条約を、12月にはポーランドとの間に相互武力不行使とオーデル・ナイセ国境の画定を認めたワルシャワ条約をそれぞれ結んだ。また71年には西ドイツと西ベルリンの通行自由保障などを定めたベルリン通過協定を成立させ、72年11月の基本条約では今までけて認める事の無かった東ドイツをついに主権国家として承認し、二国家同時に国連への加盟を果たした。このように79年までの間にこのブランドの社会民主党-自由民主党連合政権は東側ブロックに属する全ての国家と外交関係を結び、緊張緩和を推し進めた。特にブランドが70年のポーランド訪問時にとった、ワルシャワゲッター・ユダヤ人犠牲者追悼碑前での跪きは国際社会に西ドイツの政治、歴史観を表明することになり、東側諸国でも西ドイツへの信頼が高まった。

この結果、今まであれほどまでに西ドイツに対して行われた東側からのナチスと西ドイツとの繋がりを示す暴露攻撃が無くなった。そしてこの攻撃に対処するために行われていた西ドイツにおけるナチ追及も下火になった。また共産主義の脅威が薄まった為に、反共の範疇で語られていた今までのナチス教育も、あまり積極的にはされなくなったのだ。これが70年代後半に再びナチスブームを引き起こすことになる。

それは、おりしも72年、73年にアメリカでブームとなっていた第二次世界大戦やヒトラーに関する様々な書籍が、西ドイツにも流れ込んでいたことが伏線となっていた。W・ケンボウスキーの『君はヒトラーを見たか』や、J・フィストの『ヒトラー』、そしてトレヴァー・ローパーの『ヒトラー最期の日』はベストセラーとなった。また72年に開催されたミュンヘンオ

オリンピックにおいては、36年前に行われたベルリンオリンピックの記録映画『民族の祭典』も、お祭りムードの中で度々再上映されたのだった。

このように70年代前半の時期に、自然と、無批判のままドイツ社会に入り込んだナチやヒトラーに関する情報は、学校でのナチス教育の縮小と共にとんでもない知識を青少年の間に蔓延させた。例えば「ヒトラーは戦争をはじめ、壁を築いたために人から憎まれた。」(10歳女)や「ヒトラーはイタリア人」(14歳女)と言ったものから、果ては「私はヒトラーが大変賢明で折り目正しい人物であったと聞かされている。当時は夜道も犯罪者や強盗を気にせず独り歩きできた。犯罪者は全てガス室で処刑されたり、射殺されたりするのが当然だと思う。」(実科学校生17歳)など、その回答には驚かされる³⁹⁾。1977年に再度現れることになったヒトラーブームはこのような青少年を中心として、またそれに賛同する多くの市民の存在によって担がれたのであった。

これを受けて再び危機感をもった政府は、青少年への啓蒙活動、そして教科書の見直しを行っていく。例えばシュミット首相は77年11月に西ドイツ首相として初めてアウシュヴィッツ強制収容所跡を訪問し、ヒトラーブームに警告を発した。また常設文部大臣会議は78年4月、「授業におけるナチズムの扱い」を提言し、教育の目的に「青少年の右傾化阻止」を据える旨を決定した。西ドイツにおいて薄れていた反共意識は、ナチスを全体主義体制の中で解釈してきたこれまでの理解から解放し、ナチス期及びユダヤ人の迫害を、正面から客観的に描くことを可能としたのであった。そしてその目的の為に、政治史や外交史だけでなく別の視点を歴史教育へと導入していくことが検討されたのだった。これについては3章で詳しく述べることになるが、身近な「日常」という歴史的視点が追加されていく。

このように49年から70年代半ばまでの「過去の克服」を総括すると、政府レベルにおいては、なによりもまず50年代、西側諸国への統合を望む西ドイツの思惑から出た行動、そして東ドイツから受ける数々の暴露攻撃への対処、正統性の裏付けが、結果的に「過去の克服」を推進し、西側諸国からの信頼を得る要因になったと指摘できる。そして60年代、国民はそれらを通じて50年代の“何も知らなかった我々”から“何がナチス期に行われていたのか”を広範に知るようになり、関心を高めていった。また、この問題への関心の高まりが、さらに政府の克服政策を後押しする結果となったのだ。そして70年代前半、今度はブランドンがその演説や行動によって東側諸国から一応の信頼を得たのであったが、「過去の克服」が大きく進展することはなかった。しかしそれは77年に再び現れたナチスブームとそれへの対応によって徐々に変化の兆しを見せていく。では具体的に何が、どういう事象がホロコーストに対する西ドイツの態度を変化させ、被害者としての集団的記憶を変容させたのだろうか。

第2章：戦争の記憶とドイツ社会の変容

2-1：なぜ第二次世界大戦の記憶なのか

冒頭で述べたように、80年代を境に戦後の西ドイツは「被害者としての我々」から「ホロコーストを引き受ける我々」へと意識を転換した。しかしこれは両方とも、“第二次世界大戦に係る記憶”であり、戦後西ドイツはこれを前提として存在してきた。ではなぜ、先の戦争の記憶がこれほどまでに重要で、この問題ばかりがクローズアップされてくるのだろうか。

それは1949年に断行された東西ドイツの建国に事を発するといつてよい。もともとドイツは1871年より“血統主義”をその根本として統合される国家であった。しかし第二次世界大戦後はドイツ民主共和国という同じドイツ民族国家の存在によって、どうしてもルナンの唱えたフランス型の国民国家、つまり「記憶の共有と現在への同意」及び「未来への志向」思想⁴⁰を導入した国家創造に着手せざるを得なくなったのである。これによって、ドイツにおける「記憶」の持つ意義は格別に重要なものとなった。そしてこれに基づき、国家の正統性を裏付けるような記憶が選別され、各個人の経験からくる記憶とは別に、国民全員が持ち得る「集団的記憶」が形成され、強化された。

そのような流れの中で戦後西ドイツの集団的記憶には、特に「もっとも効果的に人々を結びつけるもの」としてルナンの言う「歓喜以上に人々を結びつける共通の苦悩」と「勝利以上に価値のある国民的追悼、哀悼」⁴¹に値するものが選ばれた。そしてそれらによって“大いなる連帯心”が生まれ、新たなドイツ人が立ち現われていった。まさにこの記憶こそ、程度や差はあれ各人が否応なしにも共通して経験した“第二次世界大戦と敗戦の記憶”であった。西ドイツのその正統性は、“悲惨な戦争とナチスからの解放と決別”の記憶、そしてその後手に入れた“自由と民主主義”に由来していたのだ。つまり建国初期においては誰もが苦勞した被害者としての我々意識が、80年代からは加害者としての記憶が立ち現われてくる。本章では、この記憶の転換を、人口構成の変化と、それにとまなう記憶の伝承という2つの観点から見ていきたい。

2-2：戦後35年の経過とドイツ人口構成

当初西ドイツは自らが経験した戦争を共有し、自らが建国を担ったという自負のある人々によって支えられてきた。社会の大半が直に戦争とその後の苦勞を体験し、それらから形成された集合的記憶は誰もがうなずけるものであったといえる。つまり、被害者としての記憶の共有であった。しかしそういった世代もその後何十年と経つうちに減少し、片や直接の戦争や建国の記憶を持たない世代が社会に登場してくることとなった。本稿で問題としている1980年は、この観点から見た時、非常に重要な節目となっているのだ。

アレンスバッハ世論調査が1992年に発表した“西ドイツ社会の人口構成変化(表)”によると、1980年前後でその人口構成に大きな変化が起こっていることが読み取れる。

〈表：西ドイツ社会の人口構成変化⁴²⁾〉 (単位%、合計100%・外国人を含む)

	1950年	1961年	1970年	1981年	1987年	1991年
16-29歳	27.5	27.7	25.1	26.3	26.6	23.8
30-44歳	27.8	23.9	27.4	29.1	22.9	24.8
45-59歳	26.2	27.1	22.0	23.0	24.7	24.7
60歳以上	18.5	21.3	25.5	25.6	25.8	26.7

非常に大まかな見方となるが、ナチス期のドイツ人がヒトラーユーゲントに10歳で加入し、ナチの活動に参加していったことを考えると、1970年代までのドイツ社会はその大半を戦争経験者が占めているのに対し、81年の調査では、その割合が50%を切っていることが分かる。社会における戦争体験者と非体験者の割合の逆転。これは西ドイツ社会の持つ集合的記憶にも避けては通れない変化をもたらすことになる。つまりこれが、論文冒頭で述べたドイツ・フランス共通歴史教科書の言うところの「若い世代」の登場である。

例えば、終戦記念日に対する重要度は、戦争を経験の有無によってその意識が明確に異なっている。同じくアレンスバッハが1985年3月に採ったアンケート⁴³⁾「1945年5月8日、第二次世界大戦はドイツ降伏をもって終わりました。あなた方がその日のことを考える時、あなた方にとって、この日はどのくらい重要な日で、どのくらいの強さの感情をかきたてる出来事ですか。」との問いに、60歳以上、つまり終戦当時20歳以上であった人のうち67%が「とても強い」と回答し、「強い」と答えた人との合計は83%に達している。しかし30歳未満、つまり1955年以降に生まれた人々に同じ質問をすると、「とても強い」は29%、「強い」が16%であり、その割合は5割に満たない。また「少ない」や「ほとんど無い」と答えた人は60歳以上ではたった4%しかいないのに対し、30歳未満では27%に達している。

つまり、この時期、戦争や建国に対してあまり重点を置いた見方をしない世代がドイツの多数派になり始めたということになる。これはナチス期の価値観を「秩序」や「清潔」といったものに置くならば、「きれいなハンカチを持って学校にいかななくてはいけないか」の質問に1964年では62%が「はい」と答えているのに対し、80年ではその割合が40%に下がっているなど世代交代と共に進む人々の意識は着実に変化をみせている⁴⁴⁾。

これは社会にどのような影響をもたらすのだろうか。小熊英二が68年運動に絡めた文章の中で述べていることをここに援用して考えるならば、戦争とそれに続く建国の記憶を直に持たない世代の登場は、国家の正統性を維持していく上で不安定要素となっていく。ましてやその世代が社会の過半数を占めるに至った時、記憶の再編成と受け継ぎが国家的な急務として浮上

するのは避けられないという⁴⁵⁾。ハーバーマスやヴァイツゼッカーが、この後「(我々のアイデンティティは) ナチス時代の悲劇をたえず心に刻むことによって、これとの断絶の上に成り立つ戦後民主主義によりどこを置くべき」と訴え⁴⁶⁾、また「戦争を忘れてはいけない、この記憶を引き継がねばならない」と度々耳にすることになるこの広く知られた言葉は、これと並行して爆発的に増えていく一連の記念碑や施設とともに集団的記憶伝達の範疇で捉えることが出来る。

2-3: コミュニケーション的記憶と文化的記憶

この集団的記憶の変化について、ひとつのモデルを提示したのが、ヤン・アスマンとアライダ・アスマンの夫妻である。ヤン・アスマンは1930年代にフランスの社会学者モーリス・アルヴァクスが提唱していた集合的記憶の概念を発展させ、「コミュニケーション的記憶」と「文化的記憶」という二つの記憶の在り方を提示した⁴⁷⁾。

このコミュニケーション的記憶とは、一般的には世代記憶⁴⁸⁾と呼ばれるものであり、「同時代の人々と共有する想起」⁴⁹⁾のことである。誰もが振り返ることのできる「あの時代」、「あの経験」の記憶がそれに当たる。日々のコミュニケーションを通じて想起が繰り返され、自らの実体験に基づく記憶と共に、より一般化された記憶が定着していくことを指す。そしてここで定着した記憶は次の世代やその次の世代との対話の中でおよそ80年から100年の幅を持って引き継がれる特徴をもつという。

一方、文化的記憶とは直接の語りを通してではなく、公教育やメディア、記念碑、そして文章化された物を通して形成される集合的記憶の事を指す。アライダ・アスマンはさらにこの文化的記憶を二つに分けて、実際に現在社会に流通して共有されている記憶を「機能的記憶」と呼び、今の社会では忘れ去られているが、アーカイブとして残っている記憶を「蓄積記憶」としている⁵⁰⁾。そしてその時々々の社会の要請に応じてこの二つの記憶は流動化するという。また彼女は社会の記憶は世代交代を通じて確立され、およそ40年が経過すると共同体の想起のプロフィールが明らかに変化することを指摘している。世代交代と共に、経験、価値、希望、強迫観念などに対する雰囲気の変化し、新しい特性が集団的記憶の中に登場する⁵¹⁾。そして時間の移り変わりと共にコミュニケーション的記憶は消滅し、文化的記憶へ移行するとのことである。そしてこれら二つの記憶がアイデンティティの問題を規定するに至る。

この議論において問題となるのは、機能的記憶と蓄積記憶は文化的記憶の中にしか存在せず、しかもコミュニケーション的記憶と文化的記憶の相互に影響しあう関係が明確にはされず、あたかも自然に移行するかのように語られる点である。しかしこれらを考慮すると、集合的記憶の変化を考える上での1つの参考になることは確かである。

つまり、彼らの用語を使って1980年代のドイツにおける集合的記憶を説明するならば、次
230 (536)

の二つの事が指摘できよう。まず1つは戦争を直接経験した人々の減少によって起こるコミュニケーション的記憶による伝達活動の縮小と、増加する文化的記憶での戦争記憶の伝達が挙げられる。いわばコミュニケーション的記憶から文化的記憶へのシフトである。この作用にはコミュニケーション的記憶の喪失を危機と見なして、それを代替する善後策として記念碑などの文化的記憶を創造しようとする力が働くと考えられる。もちろん80年代以前にも“戦中、戦後の苦勞した我々”を表した記念碑や文献など文化的記憶に属するものの存在は数多くみられる。しかしそれらは集合的記憶、コミュニケーション的記憶を補完し、同時代の人々の間で定着させる役割を持つものであり、薄れゆく記憶を次世代に伝承することを主たる目的とはしていなかった。ここに世代交代と共に表れる記念碑や文献の持つ意味の違いがみてとれよう。

2つ目には、今まで蓄積記憶でしかなかったホロコーストに関する記憶が、この時期を境として機能的記憶へ付け加わったことである。「我々の死者」や「苦勞」の記憶が機能する社会から「ナチス支配下でドイツ国民によって行われた迫害や侵略」の記憶が表に現れ、彼らを悼み、現代社会への警告とする風潮が現れた。そしてそれが「政治的正しさ」の基準として価値を持つ社会へと繋がっていくのである。これは時間と共に進行した当事者達との決別が次の世代にナチズム時代に対する冷静な考察を促したといえよう。かつて68年世代が行ったのは、ナチス期における親世代の行動や罪の追及であり、この時期、それにともなって引き起こされたのは親子間の不仲だけであったが、80年代にはこれが社会を巻き込む大きなものになってゆく。そしてそれ以後、ナチス期にドイツ人が行ったことを自らのものとして引き受けるような風潮になっていった。またこの時期、戦時経験者はすでに社会の一線を退いていたために、ホロコーストという事象に対し、客観性をもって対処できるようになっていたとも言えよう。

第3章：日常史の登場－ホロコーストの記憶へ－

集团的記憶の転換の要素をもう1つ別の視座を付け加えて見ていくことにする。それが日常史の登場と社会への浸透である。前章でみたように、1980年代において戦争に関する記憶は、コミュニケーション的記憶から、次世代への記憶の伝達を目的とした文化的記憶へとその比重を移していく。そしてそこで立ち現われることになる機能的記憶は、ホロコーストに代表されるようなドイツ人自らの加害の記憶を伴ったものであった。

これらの状況を踏まえ、具体的に何がこの新しい機能的記憶を呼び覚まし、それ以後、ドイツ社会はどのような空間を形成していくに至ったのかを見ておこう。

これまで再三言われてきたのは、79年に放映されたTVドラマ『ホロコースト』の放映が、西ドイツ社会を劇的に変化させ、その集团的記憶をホロコーストへの加害の記憶に転換させたとのことであった。しかし本章ではこの変化の原因を、70年代に存在するもっと地道な活動に

視点を移し、その流れの中で論じてみたい。

3-1: 学術界における日常史の確立

1970年代といえれば世界各地で歴史学に大きな変化が訪れた時期であった。いわゆる「社会史」の飛躍的發展と「普通の人々」の歴史への関心の出現である。例えば、社会史研究の先端をいく国家といえればフランスであるが、そこではすでに1920年代より経済史を中心とした「全体史」としての社会史が確立されていた。しかし、70年代、新たに歴史人類学、社会人類学そして心性史などの領域が形成され、更に発展していった。またイギリスにおいても社会経済史の範疇で始まった社会史研究が自立を果たし、70年代初めに民衆史という形で発展を遂げている。これらの動きは瞬く間に世界各地に拡大し、各国に歴史人口学、女性史、都市史、家族史など、社会史の新たな領域を呼び起こし、「普通の人々」への関心が高まった。

このような流れの中で、ドイツでも今までの伝統的歴史学に疑問を呈すグループが登場し、新たな社会史の分野が形成された。それまで、ドイツにおける社会史⁵²⁾といえれば社会構造史、つまりは「政治の社会史」を指していた。そこではドイツ社会がもつ特殊な構造が政治との関連において分析され、近現代の枠組みの中では、特にナチスを生み出した原因が大きな物語の中で論じられた。しかし70年代半ばより、もっと社会のミクロな部分に視点を移した研究潮流が生まれたのであった。つまり“日常史”の登場である⁵³⁾。これはフランスやイギリスから導入した民俗学や人類学などの視点から、さらに人間の能動的な活動を取り上げようとした研究であり、ハンス・メデックが率いる新ゲッチンゲン学派が有名である。彼らは特に近代化のプロセスで周辺に追いやられたもの、犠牲にされたものの掘り起こしを行っていった。他の国々と同様に、今まで見向きもされなかった「普通の人々」が地方史、家族史、女性史、人口学、識字率調査など、多様な視点に基づく分析を駆使した研究手法の中で、生き活きと描き出され、価値を与えられたのであった。この研究の成果は1章の最後でふれたように、77年におこったナチスブームへの対応策として公教育にも導入されていく。日常史の視点の導入は、今まで、ヒトラーやナチス幹部だけの犯罪とされてきたユダヤ人の迫害や虐殺を、極めて身近なものとして若者たちに認識させる効果を持った。

3-2: 民間レベルでの日常史への取り組み

このような学術界での新潮流を受け、民間レベルでもいわゆる「草の根」から地域の歴史を掘り起こす活動が盛んになってくる。それは大統領が主催するドイツ史生徒コンクールの活動に積極的に関わっていく市民の姿にも見る事ができる。このコンクールに関してはすでに飯田の研究⁵⁴⁾が詳しいが、1973年、時のハイネマン大統領が提唱し「リベラルな伝統に立つドイツ人の歴史観の強化」を目的として開始されたものであった。13歳から23歳までの青少年を

対象とするこのコンクールは毎年1回開催され、79年までに延べおよそ23600人が参加したと言われている。国内での日常史への認知が進むにつれ、このコンクールにおいても1977から79年まで、計3回に渡って「日常の社会史」がそのテーマに据えられた⁵⁵⁾。これはごく身近なもの、例えば住まいや仕事、近所付き合いなどの日常を歴史の対象として捉え、掘り起こしていくことを主題としていた。このようなコンクールを通じ、例えば学校の先生がチューターとして子供たちの相談にのったり、ルツ・ニートハンマーらによって確立されたオーラルヒストリーの手法なども活用したりしながら、地域の歴史を細かく調べて、発表するというスタイルが構築されていった。

これは子供達に限ったことではなく、地域の大人達をも歴史探究活動に駆り立てていく。いわゆる「歴史工房」の登場である⁵⁶⁾。主に大学で史学を修めた専門家(高校の教師)と一般の人々が共同で日常史テーマに取り組む運動である。具体的には郷土史を調べ、展示、報告、そして著作の出版も行っていく。特にかつて親世代の過去を追及した「68年」世代の教師達はナチスのタブーにも果敢に挑戦していった。ドイツに初めて「歴史工房」が登場するのは1979年のことになるが、それよりも前からコンスタンツ大学などでは「地方社会史」という研究グループが見られる。そして1980年にはベルリンやハンブルクにも歴史工房は誕生し、やがて全国組織へと広がって行く。一定の理論に縛られない比較的自由的な研究方法の中で、それは一種の文化活動として市民に受け入れられていった。そしてそういった作業の中で人々は新しく自己のルーツを見出し、アイデンティティのよりどころを求めるようになっていったという⁵⁷⁾。

ここで指摘したいのは、このような日常への関心が高まっていた西ドイツにおいて放映されたのがTVドラマ『ホロコースト』であったということだ。これは1978年にアメリカで製作され、大ヒットとなったジェラルド・グリーン原作の娯楽ドラマである。ユダヤ人医師の家族が、ナチス体制下で様々な迫害を「普通の市民から」受け、収容所へ送られ、犠牲になっていく様子がありありと描き出されている。このドラマを通して西ドイツ国民は、我々と変わらぬ「普通」の人として生きていたユダヤ人たちを街中で差別し、収容所へと追いやったのは他ならぬ「我々自身」であったことを想起するに至った。そしてまた、この放映を契機として戦争体験者世代とその子供や孫世代がナチス期について語り合う中においても迫害の想起は深められていった。今まで、ただ単にホロコーストはナチスの犯した罪である“非日常”で、遠いところの出来事として受容されていたのに対し、この時初めてそれが、実は我々の“日常”の中に存在しており、いかに我々との繋がりが深い事象だったかが理解された⁵⁸⁾。そして人々は“日常”だと思っているものの中に潜む“非日常”の恐ろしさに驚愕したのであった⁵⁹⁾。

この放映を受けて1980年から83年のドイツ史生徒コンクールの主題も「ナチズムの下での日常」に設定された。参加者は19000人を越え、提出作品は3340点に及んだ⁶⁰⁾。子供達は主体的にナチス期の日常を調査し、また関係者にインタビューを直接行うことで、身をもって過

去に何があったのかを知り、そしてそれらの過去を自らのものとして受容したのであった。

また、この作業を通じて、今まで忘却されていたようなホロコーストに通じる身近な犯罪の“場”も次々と明るみにでてくることとなった⁶¹⁾。ナチ時代に焼き払われたシナゴグの跡地、強制労働キャンプの置かれた工場跡、そしてユダヤ人たちが集められ、送り出されていた仮設収容所の跡地の記憶など、すでに蓄積記憶の奥の奥に沈んでしまっていた事象が次々と機能的記憶へと浮上したのである。そしてこれらを再発見した若者たちは、それぞれの場所に目印として標識の設置を行うよう行政に働きかけ、その多くが80年代後半から記念碑や記念施設として西ドイツに立ち現れることとなった⁶²⁾。

しかしこの時期、日常史への取り組み、特にこのようなコンクールへの参加とナチス期における人々の行動探求には「郷土に泥を塗る」や「身内を悪くいう」などの理由から反対する人々も多かったという。実際、学生を指導した教師は陰險な誹謗にさられることもあり、また一連の調査の過程で新たに発見された「迫害の痕跡」を残そうとする運動が妨害された事実も多数存在したとのことである⁶³⁾。しかしこのような一面を持ちながらも、ナチ時代の像の存在は社会において確実に大きくなってゆく。しかもここで見られるのは、ホロコーストに関して、これまでは常に「ナチスが・・・」と語られていた様式から、その主語を「ドイツの一般の人々が・・・」に変化させての様子である。これは、戦後の西ドイツを構成してきた「被害者意識」を中心とする集団的記憶に「加害者」としての我々の記憶が新しく表出し、変容を遂げたドイツ社会がお目見えした様子を示しているといえよう。

3-3: 新・記憶空間の形成

このような機能的記憶の流動化、集団的記憶の変容はドイツ社会に大きな影響を及ぼし、その空間形成を新たにしていっていった。これまでほとんど忘却されていたナチス期の過去が「日常史」からの掘り起こしによって機能的記憶へと流動化し、それが世代交代と共に進行していたコミュニケーション的記憶から文化的記憶への移行の流れにのって、数多くのホロコーストに関する追悼施設や記念碑を出現させたのであった。以下具体的にいくつか例を挙げてみたい。

その典型的な例として指摘できるのは、飯田が紹介しているノイエンガメ強制収容所記念遺跡の変遷である。彼は「ドイツの「過去」を巡る忘却・記憶・学習－ノイエンガメ強制収容所記念遺跡の成立と展開」⁶⁴⁾や「元ナチ強制収容所記念遺跡における集合的「記憶」の行方－ノイエンガメ KZ 記念遺跡の場合－」⁶⁵⁾において、戦後そもそもその存在自体がハンブルク市によって否定されていたノイエンガメ強制収容所が、80年代の「草の根」からの歴史の掘り起こしと市民からの発議を受けて記念施設化されていく様子を描き出している。詳しくはそれらの論考を参照して頂きたいが、1981年に記録資料館が開設されたのを契機に、ノイエンガメ周辺の様々な外部収容所施設もクローズアップされ、記念施設化されていった。そして市民の終わ

りなき歴史への探求心が収容所記念施設をこの後も充実させていくことになる⁶⁶⁾。

この現象はノイエンガメ特有の現象ではなく、他にも例えば1982年にヴェーヴェルスブルク収容所博物館が、そして83年にはエムスラントの収容所群に関する情報センター等が開館していることからその時代性が伺えよう。またこのような施設の出現と共に、そこを訪れて積極的に過去を学んでいこうというこれまでには見られなかった“追悼施設教育学”も出現し⁶⁷⁾、ますますホロコーストに対する認識が“ドイツ人自身のもの”として高まっていった。

そして、このような大型の場所と展示施設を伴う空間の呼び覚ましだけでなく、前節でも触れたように、街中にも日常史によって掘り起こされたユダヤ人迫害の“場”に関する記念碑が多数出現した。主なものを挙げるとベルリンだけでも86年、ファザーネン通りシナゴークの前庭に「警告碑」が建てられ、翌87年にはプットリッツ橋に強制移送「警告碑」が、そして88年にはミュンヘン通りのシナゴーク跡へのブロンズ版の設置や、レッツェー通りのシナゴーク跡に「強制移送記念碑」が見られる。まさにユダヤ人をその顕彰対象とする記念碑ブームの到来であった。

このように市民の日常史への関心の高まりとそれへの取り組みは、ドイツ社会に今までとは異なる“ユダヤ人犠牲者をも中心に据えた新しい空間”を出現させるに至ったのであった。そしてこれは90年代にますます盛んになる傾向をもつことになるのである。

おわりに

本稿では、西ドイツにおける70年代前半までの「過去の克服」と集团的記憶を概観したうえで、80年代前後に起こった集团的記憶の転換について考察し、その原因とそれ以後の西ドイツ社会空間の一端を提示した。そこで明らかとなったのは、70年代前半までに見られる対外政策としての「過去の克服」の存在と、同時に国内状況として「被害者としての集团的記憶」が形成されていたという特徴である。この相いれない状況は、国際関係の中で、特に冷戦の中で、ナチスの過去への対応を迫られた西ドイツ政府と、「共通の苦悩」や「国民的追悼、哀悼」といった国民国家の形成条件に基づいて立ち現われた「被害者共同体」としての西ドイツ国民という複雑な関係に由来するものであった。

この関係が変容し、「過去の克服」を押し進める政府と、「自らの罪としてのホロコースト」を引き受ける国民が同時に存在するという80年代以降形成されるようになった西ドイツ社会の登場は、これまで再三言われてきた「TVドラマの放映」といった単発的なひとつの大きな「点」だけでは説明のつかないものである。本論文においては、「世代交代」や「日常史」といった別の要素の実態や出現背景を分析し、70年代後半から国民の間で形成されてきた「過去の克服」の下地となった部分を描き出した。特に「日常史の登場」は80年代以降の西ドイツ社会の集

合的記憶を見る上で、非常に重要な要素であり、これが西ドイツにおける「記憶の転換」の根底をなすもの、点と点をつなぐ基盤となったものとも考えることも可能であろう。また、この新しい西ドイツの集合的記憶は、国内だけでなく、国外からの様々な働きかけによっても形成されることになったという意味で、いわば国際関係の申し子であったということも忘れてはならない。そしてこの申し子は、西ドイツの国際的な評価をますます高めていったのだ。

しかし、80年以降、この新たに立ち現われたかのような西ドイツも、国民国家という視点からみれば、「被害者共同体」として存在していた70年代前半までの時期と、本質的には変わらないことが指摘できる。なぜなら80年代以降の集団的記憶も、その根本は第二次世界大戦に基づく記憶であり続けているからである。そして国民を成り立たせる要素として「歓喜以上に人々を結びつける共通の苦悩」にはユダヤ人迫害の記憶が、また「勝利以上に価値のある国民的追悼、哀悼」にはその対象としてユダヤ人が据えられたと見る事も可能であろう。アライダ・アスマンが指摘していたように、約40年の時の流れは西ドイツ共同体のプロフィールを大きく変化させた。しかし西ドイツ国民国家は揺らぐことなく建国の記憶を持たない世代へとバトンタッチすることに成功している。そしてこの記憶は統一ドイツへと引き継がれていくことになる。この問題については、今後、さらに深く考えていきたい。

注

- 1) Berliner Zeitung..7.6.2004.
<<http://www.berlinonline.de/berliner-zeitung/archiv/.bin/dump.fcgi/2004/0607/seite3/0001/index.html> (Date of access 7.7.2011.) >
- 2) 石田勇治が『過去の克服』白水社 .2002. でこの用語と概念を日本に広めた。
- 3) Norbert Frei: "Vergangenheitspolitik. Die Anfänge der Bundesrepublik und die NS-Vergangenheit" Deutscher Taschenbuch Verlag. 1999. / 「持続する学習プロセス - 1945年から今日までのドイツの想起政策」福永美和子訳 . 『過ぎ去らぬ過去との取り組み』佐藤健生 . ノルベルト・フライ編 . 岩波書店 . 2011. pp95-114.
- 4) Peter Reichel "Vergangenheitsbewältigung in Deutschland. Die Auseinandersetzung mit der NS-Diktatur von 1945 bis heute" C.H.Beck. Verlag. Muenchen. 2001.
- 5) Aleida Assmann: "Der lange Schatten der Vergangenheit Erinnerungskultur und Geschichtspolitik" C.H.Beck Verlag. Muenchen. 2006.
- 6) 石田『過去の克服』
- 7) 高橋秀寿「ナチズムを、そして20世紀を記憶するということ」『ナチズムの中の20世紀』川越修・矢野久編 . 柏書房 . 2002.
- 8) D.Grbe: Von der Peripherie in das Zentrum der Geschichtskultur. Tendenzen der Gedenkstättenentwicklung. in, B.Faulenbach/Fr.-J.Jelich (Hrsg.): *Asymmetrisch verflochtene Parallelgeschichte? "Die Geschichte der Bundesrepublik und der DDR in Ausstellungen, Museen und Gedenkstätten"*. Essen 2005, S74.
- 9) Reinhard Ruerup: "Nationalsozialismus, Krieg und Judenmord. Erinnerungspolitik und

- Erinnerungskulturen“ Internationalen Vergleich „Materialien zum Denkmal fuer die ermordeten Juden Europas“.2005.
- 10) ルードヴィッヒ・ベルンオホナー、ダニエル・アンリ他監修『ドイツ・フランス共通歴史教科書— 1945年以後のヨーロッパと世界』近藤孝弘、福井憲彦他訳、明石書店、2008.p36.
 - 11) 石田勇治『20世紀ドイツ史』、白水社、2005.p209.
 - 12) Susanne Brandt “Wenig Anschauung? Die Ausstrahlung des Films Holocaust im westdeutschen Fernsehen (1978/79)” Christoph Cornelissen u.a. (Hg) „Erinnerungskulturen Deutschland,Italien und Japan seit 1945“ Fischer Taschenbuch Verlag.2003.pp257-268.
 - 13) 『ドイツ・フランス共通歴史教科書』 p36.
 - 14) 飯田収治「ドイツの「過去」を巡る忘却・記憶・学習—ノイエンガメ元強制収容所記念遺跡の成立と展開—」『人文研究』関西学院大学紀要、54巻4号、pp 67-87.
 - 15) 石田『過去の克服』／山名淳「追悼施設における「過去の克服」—<第二次抵抗>としての「追悼施設教育学」について」『ドイツ過去の克服と人間形成』對馬達雄編著、昭和堂、2011。／ConstantinGoschler: “Schuld und Schulden. DiePolitik der Wiedergutmachungfuer NS-Verfolgteseit 1945” Goettingen. 2005. など。
 - 16) Manfred Kittel: “Die Legende von der >ZweitenSchuld <Vergangenheitsbewaeltigung in der Aera Adenauer.” Ullstein 1993.
 - 17) 西ドイツは統一ドイツまでの暫定国家とされていたため、本来「憲法」とするところを「基本法」という言葉で表した。
 - 18) 1952年9月、イスラエルとの間で締結、西ドイツが30億マルク相当の物資を12年間に渡りイスラエルへ、また4億5000万マルクが対独ユダヤ人要求会議へ支払われることで合意。
 - 19) 1953年9月制定、正式名称:「Bundesergaenzungsgesetz zur Entschaedigung fuer opfer der nationalsozialistischen Verfolgung (ナチズムによる迫害の被害者に対する補償の為の連邦補完法)」
 - 20) 1955年主権を回復。翌56年にはNATOに加盟、徴兵制も導入している。
 - 21) 占領下のドイツの住民意識を調査した米国情報将校ソール・パットオーヴァーは「ドイツ人に罪の意識は全くない。・・・ヒトラーは非難されているが、それは戦争を始めたからでなく、負けたからだ。」と報告している。(石田『過去の克服』p66.)
 - 22) *Verhandlungen des DeutschenBndestages. StenographischeBerichte und Drucksachen*, Bonn, 7. 9. 1949.
 - 23) 永井清彦『ヴァイツゼッカー演説の精神 — 過去を心に刻む—』岩波書店、1991. pp168-169.
 - 24) *Verhandlungen des DeutschenBndestages.StenographischeBerichte und Drucksachen*, Bonn. 27. 9. 1951. S. 6697f.
 - 25) 高橋秀寿「ナチズムを、そして20世紀を記憶するということ」
 - 26) 川喜多敦子『ドイツの歴史教育』白水社、2005年
 - 27) 東欧からの被追放民は1500万人を数え、内200万人がその過程で命を落としている。西ドイツは流入者への対応として負担調整法を制定。被害の多い少ないによって税金の額を変化させ、彼らを助けるこの法案は、国民一様に「被害者」であるという意識を助長させた。
 - 28) 51年のアンケート「ドイツがもっとも上手くいっていた時期は？」の質問に42%が“33年～39年”と回答。51年現在と答えた人はわずか2%。(E. Noelle-Neumann, E. Poel (Hg) *AllensbacherJahrbuch der Demoskopie 1973-1983*, Muenchen, 1983, S187)

- 29) 国内においてはナチ派の免責と社会的統合を進め、対外的には西ドイツを国際的信用のある国家にするというモデル。アメリカ・ダートマス大学准教授ジェニファー・リンドが名づけた。
- 30) 1961年4月アイヒマン裁判（イスラエル）や1963年7月グロブケ裁判（東ドイツ）は西ドイツで行われた裁判ではなかったが、非常に大きな関心をもって西ドイツ国民に注目された。また1963年12月、アウシュヴィッツ裁判がフランクフルトで開始されている（65年まで）。
- 31) フライ「持続する学習プロセス－1945年から今日までのドイツの想起政策」p105.
- 32) 武井彩佳『戦後ドイツのユダヤ人』白水社.2005.p101.
- 33) これまで全くホロコーストについて触れられていないか、説明があっても2・3行だった教科書の記述が増え、同時に教え方の指針も出された。
- 34) 川喜多『ドイツの歴史教科書』p42.
- 35) 同上 p59.
- 36) 石田『過去の克服』p214.
- 37) リヒャルト・フォン・ヴァイツゼッカー『新版 荒れ野の40年』.永井清彦訳.岩波ブックレット NO.767. 2009.
- 38) U.ヘルベルトはこの時期をさらに突っ込んだ形で「抑圧の時期」と位置付けている。
- 39) 望田幸男『ナチス追及』講談社現代新書.1990.p146より抜粋。
- 40) E・ルナン「国民とは何か」鶴飼哲他編『国民とは何か』インスクリプト.1997.p62.
- 41) 同上 p62.
- 42) E. Noelle-Neumann, E. Poel (Hg) "Allensbacher-Jahrbuch der Demoskopie 1984-1992". Bund 9. Muenchen. 1993. S5.
- 43) 同上 S373.
- 44) E. Noelle-Neumann, E. Poel (Hg) "Allensbacher-Jahrbuch der Demoskopie 1978-1983" Bund. 8. SXII.
- 45) 小熊英二「「六八年」と「八九年」をどうとらえるか」『ゲシヒテ』第4号.ドイツ現代史研究会.2011. pp62-66.
- 46) 末川清「西ドイツ歴史学の最近の動向－「歴史家論争」の周辺－」『立命館文学』504号. 1987年 p121.
- 47) Jan Assmann "Das kulturelle Gedächtnis, Schrift, Erinnerung und Politische Identität in frühen Hochkulturen". C. H. Beck. Verlag. 1992.
- 48) 同上
- 49) Astrid Erill: "Kollektives Gedächtnis und Erinnerungskulturen". J. B. Metzler Stuttgart. Weimar Verlag. 2005. S50.
- 50) Aleida Assmann "Erinnerungsraeume. Formen und Wandlungen des Kulturellen Gedächtnisses" C. H. Beck Verlag. Muenchen. 1999. アライダ・アスマン『想起の空間－文化的記憶の形態と変遷－』安川基晴訳. 水声社.2007.
- 51) 同上
- 52) ドイツにおける社会史の起源と発展に関しては早島瑛が「社会と国家のはざままで」、日常生活へのアプローチの仕方とはどういうことかに関しては山本秀行が「方法としての日常生活」（両論文とも）『社会史への途』竹岡敬温・川北稔編. 有斐閣選書. 1995) でその経緯を論じている。
- 53) このあたりの事情に関しては井上茂子「西ドイツにおけるナチ時代の日常史研究－背景・有効性・問題点－」『教養学科紀要』19号. 東京大学教養学部教養学科編. 1986. や、末川清「西ドイツ歴史学

- の最近の動向—「歴史家論争」の周辺—」が詳しい。
- 54) 飯田収治「戦後ドイツにおける現代史教育と「過去の克服」—1980—83年の「大統領懸賞付きドイツ史生徒コンクール」を中心に—」『人文研究』大阪市立大学文学部紀要. 第48巻. 1996.
 - 55) 飯田. 同上
 - 56) Aleida Assmann. Ute Frevert: *"Geschichtsvergessenheit, Geschichtsversessenheit. Vom Umgang mit der deutschen Vergangenheit nach 1945"* Deutsche Verlags ANstalt. Stuttgart. 1999. S263-266.
 - 57) 末川「西ドイツ歴史学の最近の動向—「歴史家論争」の周辺—」p115.
 - 58) Edgar Wolfrum "Die Suche nach dem > Ende der Nachkriegszeit < Krieg und NS-Diktatur in oeffentlichen Geschichtsbildern der > alten < Bundesrepublik Deutschland" *"Erinnerungskulturen Deutschland, Italien und Japan seit 1945."* Christoph Cornelissen. Wolfgang Schwentker (Hg.). Fischer Taschenbuch Verlag. 2003. S194.
 - 59) カンシュタイナーによれば「戦後ドイツ人がこの時初めて自らの名においていかにおぞましい事が行われたかを情緒的に理解した」とのことである。石田『過去の克服』p239.
 - 60) 実際に提出された作品数とそれに関わった人数がここに挙げたものであり、実際このコンクールにチャレンジした人数はこれよりもずっと多くなる。
 - 61) 香川壇「記憶の公共空間に介入するアート—歴史意識としての<証跡保存>」『ドイツ研究』43号. ドイツ学会. 2009. p26.
 - 62) 1985年には12の記念遺跡施設が存在し、約100の市民発議が存在するまでになる。Detlef Garbe: *Gedankstaeten: Orte der Erinnerung und die zunehmende Distanz zum Nationalsozialismus, "Holocaust: Die Grenzen des Verstehens"*. Hanno Loewy (Hg). Reinbek. 1992. S263.
 - 63) 飯田収治「戦後ドイツにおける現代史教育と「過去の克服」—1980—83年の「大統領懸賞付きドイツ史生徒コンクール」を中心に—」pp.56-57.
 - 64) 飯田収治「ドイツの「過去」を巡る忘却・記憶・学習—ノイエンガメ強制収容所記念遺跡の成立と展開」紀要『人文研究』. 関西学院大学. 54巻4号. 2005. pp67-87.
 - 65) 飯田収治「元ナチ強制収容所記念遺跡における集会的「記憶」の行方—ノイエンガメ KZ 記念遺跡の場合—」紀要『人文研究』. 関西学院大学. 55巻2号. 2005. pp111-129.
 - 66) 82年からは青少年ワークショップが開催され、遺構・遺物の発掘が続けられる。また85年には同性愛者を顕彰対象とした追悼記念碑の建設や86年には詳しい解説パンフレット発行など、常にノイエンガメの収容所記念施設を中心に様々な歴史の呼び覚まし活動が行われている。
 - 67) 山名「追悼施設における「過去の克服」—<第二次抵抗>としての「追悼施設教育学」について」

The Conquest of the Past and Collective Memory: Transformation of the Society and Conversion of the Memory in West Germany in the 1980s

The aim of this paper is to reconsider the transformation of collective memory in the 1980s, and to show the causes of the transformation and the circumstances of German society after the 1980s, based on preceding studies. The background of this research is that most preceding studies in this field show both “Germany which takes the history of Nazism on itself” and “the Holocaust as collective memory” were not consistent concepts after the Second World War. However, this transformation appeared in the 1980s, continuing to the present, and it has rarely been mentioned why such a conversion occurred in the 1980s. Some preceding studies concerning this question suggested that the TV drama series “Holocaust,” broadcast in 1979, changed the West German society and transformed the collective memory as a victim to the memory of infliction of the Holocaust. This research revealed factors of the transformation which are not understood by identified events such as a change of generation or airing of a TV drama. Observation in a longer time-span, including the history of the founding of the country, is necessary when thinking through this issue.

(TANAKA, Nao, Doctoral Program in International Relations, Graduate School of International Relations,
Ritsumeikan University)